

第61回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

| | |
|----------------------------|----|
| ・ 事業報告 | |
| 新株予約権等の状況 | 1 |
| 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 | 3 |
| 会社の支配に関する基本方針 | 6 |
| ・ 連結計算書類 | |
| 連結持分変動計算書 | 7 |
| 連結注記表 | 8 |
| ・ 計算書類 | |
| 株主資本等変動計算書 | 24 |
| 個別注記表 | 25 |

本内容は、法令及び定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.miuraz.co.jp/ir/general_meeting.html)に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

三浦工業株式会社

新株予約権等の状況（2019年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
（株式報酬型ストック・オプション）

| | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|---------------------|---|---|---|
| 発行決議日 | 2012年6月28日 | 2013年6月27日 | 2014年6月27日 |
| 発行日 | 2012年7月17日 | 2013年7月16日 | 2014年7月16日 |
| 保有者数 | 取締役（監査等委員を除く）7名 | 取締役（監査等委員を除く）8名 | 取締役（監査等委員を除く）8名 |
| 新株予約権の数 | 222個 | 217個 | 156個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 66,600株 | 普通株式 65,100株 | 普通株式 46,800株 |
| 行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 |
| 行使期間 | 2012年7月18日から 2042年7月17日まで | 2013年7月17日から 2043年7月16日まで | 2014年7月17日から 2044年7月16日まで |
| 主な行使条件 | 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。 | 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。 | 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。 |

| | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 | 第7回新株予約権 |
|---------------------|---|---|---|
| 発行決議日 | 2015年6月26日 | 2016年6月29日 | 2017年6月29日 |
| 発行日 | 2015年7月15日 | 2016年7月15日 | 2017年7月18日 |
| 保有者数 | 取締役（監査等委員を除く）9名 | 取締役（監査等委員を除く）10名 | 取締役（監査等委員を除く）10名 |
| 新株予約権の数 | 384個 | 259個 | 390個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 38,400株 | 普通株式 25,900株 | 普通株式 39,000株 |
| 行使時の払込金額 | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 |
| 行使期間 | 2015年7月16日から 2045年7月15日まで | 2016年7月16日から 2046年7月15日まで | 2017年7月19日から 2047年7月18日まで |
| 主な行使条件 | 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。 | 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。 | 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。 |

| | 第8回新株予約権 |
|---------------------|---|
| 発行決議日 | 2018年6月28日 |
| 発行日 | 2018年7月17日 |
| 保有者数 | 取締役(監査等委員を除く) 10名 |
| 新株予約権の数 | 311個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 31,100株 |
| 行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
| 行使期間 | 2018年7月18日から 2048年7月17日まで |
| 主な行使条件 | 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。 |

- (注) 1. 監査等委員である取締役については、新株予約権を交付しておりません。
2. 上記新株予約権の付与については、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度廃止に伴い実施しております。
3. 2014年10月1日付で行った1株を3株とする株式分割により、第2～4回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しております。整備・運用状況については各項目下段に記載のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「コンプライアンス委員会」において、ミウラグループ全体のコンプライアンスの実効性を高めるため、コンプライアンス体制の整備及び法令遵守活動を推進する。
 - ロ. 「ミウラグループ企業行動規範」遵守の徹底を図るため、社内規程・マニュアルの整備、コンプライアンス教育を実施する。
 - ハ. 法令違反等の事実が判明もしくはその恐れがあった場合には、内部通報制度等を通じて速やかに情報を収集し、是正が必要なときは措置を講じる。

コンプライアンス委員会を毎年開催し、法令遵守の状況やコンプライアンス教育の実施状況等ミウラグループ全体のコンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

公益通報者保護法への対応として、「内部通報制度」を採用し、受け付けた通報に対しては速やかに関係部署にて検討の上、再発防止策策定等の対応を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に基づき、適切に保存、管理を行う。
「文書取扱規程」及び「情報管理規程」を主とする情報関連の規程・要領に基づき保存、管理を行い、重要度に応じてセキュリティ対策を行っております。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 情報、品質、環境、安全、災害等に係るリスクについては、「ミウラグループリスクマネジメント基本規程」を制定し、ミウラグループ全体のリスク・マネジメント体制を構築する。
 - ロ. 大規模自然災害や重大事故の発生等の際における連絡・情報システムバックアップ体制並びにその後の危機管理体制を整備する。

ミウラグループ全体のリスクを分類し、「情報管理規程」、「品質保証規程」、「環境マネジメントシステム運用管理規程」、「安全衛生管理規程」、「防火管理及び防災管理規程」等を整備し運用しております。また、事業継続計画（BCP）を策定しております。

海外事業リスクについて、グローバルミーティングで事業計画等を十分に検討し、新地域への進出等重要な事項については、取締役会又は執行役員会にて審議を行っております。

- ④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うため、取締役会と執行役員会の適切な役割分担と連携を図る。
ロ. 職務権限、業務分掌、決裁に関する社内規程を各社毎に整備し、適正かつ効率的に職務執行が行われる体制を構築する。

取締役会又は執行役員会で取り扱う事項に関する規程をはじめ、「職務権限規程」等の権限に関する規程等を整備することにより、取締役等の判断等を要する事案を限定し、取締役等が効率的に企業家精神を発揮できる環境を整えております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. ミウラグループ理念体系を構築し、ミウラグループの企業理念・経営指針・行動指針等を共有し、グループとしてのガバナンスを強化する。
ロ. ミウラグループ共通ルールの制定やグループ各社の社内規程整備推進により、グループ全体に適用するコンプライアンス体制、リスク・マネジメント体制の構築を進める。

子会社の管理については、当社の役員等を派遣し、経営・業務執行状況を確認するとともに、当社の内部監査部門による監査を定期的に行っております。

当社の執行役員及び各子会社の社長はコンプライアンス推進責任者を兼ねており、コンプライアンス委員会に推進活動の結果を毎年報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
組織的監査を実施する部門として内部監査室を設置するとともに、監査等委員会が必要とした場合には、内部監査室以外にも監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を配置する。

監査等委員会は、内部監査室と連携して組織的監査を実施しております。

監査等委員会の要請に応じて、内部統制室、経営企画室、経理部等にて監査等委員会のサポートを行っております。

- ⑦ 監査等委員会を補助する取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会を補助する取締役及び使用人（内部監査室を含む。）の人事異動、人事考課、懲戒等については、監査等委員会の事前の同意を得る。

監査等委員会を補助する取締役及び使用人（内部監査室を含む。）の人事異動、人事考課、懲戒等は、事前に監査等委員会に情報が伝達される体制を整備しております。

- ⑧ 監査等委員会を補助する取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会は、内部監査室に対し監査等委員会の監査・監督活動の補助を指示する権限を有し、内部監査室は、実施した結果について監査等委員会に定期的に報告する。

内部監査室は、監査の都度及び半年に1回監査等委員会に監査報告を提出しております。また、定期的に会議を開催し、報告を行っております。

- ⑨ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. ミウラグループの取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実又は職務執行に関し不正の行為もしくは法令・定款に違反する行為を発見した場合は、当社の監査等委員会に対し報告を行う。

ロ. ミウラグループの取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会（監査等委員を含む。）からその業務執行に関し報告を求められた場合には、遅滞なく報告を行う。

監査等委員会は、常勤の監査等委員を選定し、ミウラグループの取締役及び使用人等が必要ときに監査等委員会に報告することができる環境を整えるとともに、監査等委員はミウラグループ各社の取締役及び使用人と日常的にコミュニケーションを図っております。

- ⑩ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度」を採用し、「ミウラグループ公益通報者保護規程」にて、公益通報したことを理由に、会社から解雇等の不利益処分を受けることのないように、公益通報者を保護する。

「ミウラグループ公益通報者保護規程」に従った対応を行っております。なお、当事業年度においては、監査等委員会への通報はありませんでした。

- ⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。当該費用には、予め予算として計上する費用のほか、緊急又は臨時に支出した費用を含む。

監査等委員が費用の前払を受けることができる体制を整えており、費用の償還は監査等委員が指定した方法で実施しております。また、監査等委員の職務執行について生ずる費用には、外部の専門家の助言を受けた場合の費用及び監査等委員に必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける費用を含めております。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査室に指示して組織的監査を実施するとともに、監査の実施に当たり必要と認めるときは、内部統制室・経営企画室・経理部等に対し、調査・補助等を要請することができる。

監査等委員会の要請を受けた部門は情報を提供し、又は補助を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるための協力を行っております。

- ⑬ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
海外及び国内の主要な子会社については、子会社の取締役等を兼任する取締役や執行役員等が、必要に応じて当社の取締役会、執行役員会及びその他重要な会議において報告を行う。

各子会社の概況等については、子会社の取締役を兼任する取締役や執行役員が、当社の適当な会議において報告を行い、当社及び子会社間の情報共有を図っております。

- ⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告に係る透明性・信頼性を確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。

内部統制委員会は、毎年「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書」を作成し、内部統制室、経理部、情報システム部、内部監査室及び関連部署は、当該計画書に基づいて内部統制の体制の整備及び運用状況について確認しております。その結果に基づき作成された「内部統制報告書」は執行役員会にて確認しております。

- ⑮ 反社会的勢力を排除するための体制
イ. 「ミウラグループ企業行動規範」において、法令を遵守することはもちろん、企業倫理に照らして誠実かつ公正に業務を遂行することを企業活動の重要な基本方針とし、反社会的な活動を行う団体や勢力とは一切の関係を持たない。
ロ. 反社会的勢力への対応については、総務部門が中心となり、企業として毅然とした態度で臨み、所轄の警察署や顧問弁護士の指導を仰ぎながら、不当な要求に対しては断固として応じない。

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応要領」を整備し運用することにより、ミウラグループとして一切の関係遮断を図っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

連結持分変動計算書

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | |
|------------------------|----------------|--------|---------|--------|---------------------------|--------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | |
| | | | | | その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 在外営業活動体の換算差額 |
| 2018年4月1日残高 | 9,544 | 10,489 | 101,905 | △7,019 | 2,906 | △343 |
| 当期利益 | — | — | 12,280 | — | — | — |
| その他の包括利益 | — | — | — | — | △1,519 | △241 |
| 当期包括利益合計 | — | — | 12,280 | — | △1,519 | △241 |
| ストック・オプション発行に伴う報酬費用 | — | 81 | — | — | — | — |
| ストック・オプション行使に伴う自己株式の処分 | — | △15 | — | 15 | — | — |
| 配当金 | — | — | △3,489 | — | — | — |
| 子会社に対する所有者持分の変動 | — | 207 | — | — | — | — |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △2 | — | — |
| 自己株式の処分 | — | 9 | — | 5 | — | — |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | — | — | 447 | — | — | — |
| その他 | — | 0 | △0 | — | — | — |
| 所有者との取引額等合計 | — | 283 | △3,042 | 18 | — | — |
| 2019年3月31日残高 | 9,544 | 10,772 | 111,144 | △7,000 | 1,386 | △584 |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | 非支配持分 | 資本合計 |
|------------------------|----------------|--------|---------|------|---------|------|
| | その他の資本の構成要素 | | 合計 | 合計 | | |
| | 確定給付制度の再測定 | 合計 | | | | |
| 2018年4月1日残高 | — | 2,562 | 117,482 | 241 | 117,723 | |
| 当期利益 | — | — | 12,280 | 50 | 12,330 | |
| その他の包括利益 | 447 | △1,313 | △1,313 | 0 | △1,312 | |
| 当期包括利益合計 | 447 | △1,313 | 10,967 | 50 | 11,018 | |
| ストック・オプション発行に伴う報酬費用 | — | — | 81 | — | 81 | |
| ストック・オプション行使に伴う自己株式の処分 | — | — | 0 | — | 0 | |
| 配当金 | — | — | △3,489 | △3 | △3,492 | |
| 子会社に対する所有者持分の変動 | — | — | 207 | △253 | △46 | |
| 自己株式の取得 | — | — | △2 | — | △2 | |
| 自己株式の処分 | — | — | 15 | 7 | 22 | |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | △447 | △447 | — | — | — | |
| その他 | — | — | — | △7 | △7 | |
| 所有者との取引額等合計 | △447 | △447 | △3,187 | △256 | △3,443 | |
| 2019年3月31日残高 | — | 801 | 125,262 | 35 | 125,298 | |

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及び連結子会社(以下、「当社グループ」という。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成しております。ただし、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は21社であり、主要な連結子会社は、「事業報告 1. 企業集団の現況 (3)重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。また、当社グループは当連結会計年度においてアイナックス稲本株式会社を存続会社、株式会社アイナックス稲本ホールディングス(特定子会社)を消滅会社とする吸収合併を行い、株式会社アイナックス稲本ホールディングス及び他2社を連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

1) 連結の基礎

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。

支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動に晒され、かつ、投資先に対するパワーを通じてリターンの額に影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

当社グループの連結計算書類は、当社及び子会社の財務諸表に基づき、統一された会計方針を用いて作成しております。子会社が採用する会計方針が当社グループと異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。また、連結計算書類の作成にあたり、当社グループ間の内部取引高、内部取引によって発生した未実現損益及び債権債務残高を相殺消去しております。子会社の包括利益は非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者に帰属する持分と非支配持分に帰属させております。

連結計算書類には、決算日を親会社の決算日と統一することが、子会社の所在する現地法制度上不可能である等の理由により、親会社の決算日と異なる日を決算日とする子会社の財務諸表が含まれております。子会社の決算日を連結決算日に統一することが実務上不可能である場合は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債、被取得企業のすべての非支配持分及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、のれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに純損益として認識しております。発生した取得関連コストは費用として認識しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しております。

3) 外貨換算

① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レート、又は取引日の為替レートに近似するレートを使用しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。換算又は決済により生じる為替差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については著しい変動のない限り期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識しております。

4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、以下の条件がともに満たされる場合には償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産へ分類しております。

- (a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定する金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、資本性金融商品ごとに純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを当初取得時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものではない場合、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。ただし、重大な財務要素を含まない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産のうち、株式及び債券は約定日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は取引日に当初認識しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

- (a) 償却原価で測定する金融資産
実効金利法による償却原価で測定しております。
- (b) 公正価値で測定する金融資産
公正価値で測定しております。

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したのものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合には利益剰余金に直接振り替えております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

② 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しており、予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。当社グループは、金融資産の予想信用損失を以下のものを反映する方法で見積っております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

なお、営業債権等については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

また、信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づき判断しており、債務不履行発生リスクに変動があるかどうかの判断にあたっては、次を考慮しております。

- ・取引先相手の財務状況
- ・過去の貸倒損失計上実績
- ・過去の期日経過情報

減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻入しております。

③ 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定しております。

公正価値で測定する金融負債の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しております。

④ 公正価値の測定方法

公正価値で算定する金融商品は、その測定のために使われるインプット情報における外部からの観察可能性に応じて、次の3つのレベルに区分しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

⑤ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産の現在の保管場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する費用及び販売に要する見積費用を控除した額となっております。

原価の算定にあたっては、個別法又は総平均法に基づいて算出しております。

7) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随するコストを含んでおります。

② 減価償却

有形固定資産(土地等の償却を行わない資産を除く)は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法により減価償却を行っております。

主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 15～65年 |
| 機械装置 | 6～20年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～10年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

8) のれん及び無形資産

① のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した取得対価から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額として測定しております。

また、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額にて計上しており、償却は行わず、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。のれんの減損損失は当期の純損益として計上しており、その後ののれんの減損損失の戻入れは行っておりません。

② 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。また、企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却は使用可能となった時点より開始され、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法により行っております。主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|----------|-----|
| 顧客関係無形資産 | 13年 |
| 技術関連無形資産 | 13年 |
| ソフトウェア | 5年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

9) 売却目的で保有する非流動資産

継続的使用ではなく、売却によって回収が見込まれる非流動資産又は資産グループは、現状で直ちに売却することが可能であり、経営者が売却契約の実行を確約し、1年以内で売却が完了する予定である場合に売却目的保有に分類しております。

売却目的で保有する非流動資産は、減価償却又は償却を行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

10) リース

契約がリースであるか又は契約にリースが含まれているか否かについては、リース開始日における契約の実質を基に判断しております。

契約上、資産の所有に伴うすべてのリスクと経済価値を実質的に享受するリースをファイナンス・リースとして分類し、それ以外のリースはオペレーティング・リースとして分類しております。

① 借手の場合

ファイナンス・リース取引においては、リース資産及びリース債務は、リース物件の公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い方の金額をもって認識しております。リース資産は、その資産に適用される会計方針に基づいて、定額法により減価償却を行っております。

オペレーティング・リース取引においては、支払リース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

② 貸手の場合

ファイナンス・リース取引によるリース債権は、対象リース取引の正味投資未回収額を債権として計上しております。

11) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産又は当該資産の属する資金生成単位の回収可能価額の見積り、減損テストを実施しております。減損テストの実施単位である資金生成単位は、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。のれんについては、適切な資金生成単位に配分し、減損の兆候に関わらず、少なくとも年1回、又は減損の兆候がある場合にはその都度減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、売却コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としております。使用価値の算出において、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、その差額を減損損失として当期の純損益に計上しております。認識した減損損失は、まずその資金生成単位の配分されたのれんの帳簿価額を減額するよう配分し、次に資金生成単位内ののれんを除く各資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

過去に認識した減損損失に戻入れの兆候があり、回収可能価額の見積りを行った結果、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回った場合、減損損失の戻入れを行っております。当該減損損失の戻入れは、戻入れ時点における資産又は資金生成単位が、仮に減損損失を認識していなかった場合の帳簿価額を超えない範囲で行っております。減損損失の戻入れは直ちに純損益を通じて認識しております。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れいたしません。

12) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、主として、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

(i) 確定給付制度

確定給付債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しておりますが、勤続年数の後半に著しく高水準の給付が生じる場合には、定額法により補正する方式を用いております。

割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良債券の利回りに基づいております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

数理計算上の差異は、発生した期間のその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は純損益として認識しております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出制度の退職給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき現在の法的もしくは推定的債務を負っており、かつ、その金額が信頼性をもって見積りが可能な場合に支払われると見積られる額を負債として認識しております。

③ その他の従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供した労働の対価として獲得した将来給付の見積額を現在価値に割引引くことによって算定しております。

13) 株式に基づく報酬

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。

付与日におけるストック・オプションの公正価値はブラック・ショールズモデルにより算出しております。

ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、付与日から権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本剰余金の増加として認識しております。

14) 引当金

過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を認識しております。

引当金の決済に必要な支出の一部又は全部が他者から補填されると予想される場合で、当該補填を受けられることが概ね確実な場合のみ、補填を別個の資産として認識しております。

① 資産除去債務

有形固定資産に関連する有害物質の除去や、賃借不動産に関する原状回復義務に備えるため、過年度の実績に基づき算定した将来の支出見込額を現在価値に割り引いた金額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品等の無償アフターサービスに係る製品保証費の支出に備えるため、保証期間中の製品保証費用見込額を過去の実績に基づいて計上しております。

③ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、損失の発生可能性が高く、かつ、当該損失額を信頼性をもって見積可能なものについて、損失見積額を計上しております。

15) 資本

① 普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、発行コストは、直接、資本剰余金から控除しております。

② 自己株式

自己株式は取得原価で認識し、資本から控除しております。自己株式の購入及び売却において純損益は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

16) 収益

① 顧客との契約から生じる収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等やIAS第17号「リース」に基づいて認識される収益を除き、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を認識する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、主にボイラ、ランドリー機器及び関連機器等の製造販売・メンテナンスを提供しております。

機器販売については、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

有償メンテナンスについては、修理及び点検等が検収され、履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

有償保守契約については、当該契約期間にわたって均等に収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

② 利息及び配当金

利息については、実効金利法により収益を認識しております。また、配当金については、支払いを受ける権利が確定した時点において、収益を認識しております。

③ リース収益

契約により、実質的にすべてのリスク及び経済的便益が借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しております。ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースに分類しております。

製造業者又は販売業者としての貸手となる場合、ファイナンス・リースに係る収益は、物品販売と同様の会計方針に従って認識しております。金融収益については、リース期間の起算日以降、実効金利法に基づき認識しております。

計算利率は、最低受取りリース料総額と無保証残存価値を合計した現在価値が、リース資産の公正価値と貸手の初期直接原価の合計額と等しくなる割引率を使用しております。

オペレーティング・リースに係る収益は、リース期間にわたり定額法により認識しております。

17) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた場合に、公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関する場合は、当該補助金で補填することを意図している関連費用を認識する期間にわたって、規則的に収益認識しております。資産取得に関する政府補助金は、当該補助金の金額を繰延収益に認識し、関連する資産の耐用年数にわたって規則的に純損益に認識しております。

18) 法人所得税等

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。当該金額は、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づき算定しております。

繰延税金は、資産負債法により、資産及び負債の税務基準額と連結計算書類上の帳簿価額との間に生じる一時差異に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる場合
- ・企業結合でなく、かつ、取引日に会計上の純損益及び課税所得(欠損金)に影響を与えない取引において資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予見可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予見可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合

繰延税金の算定には、期末日までに制定又は実質的に制定されており、関連する繰延税金資産が実現する期間又は繰延税金負債が決済される期間において適用されると予想される法定税率(及び税法)を使用しております。

繰延税金資産は、一時差異を利用できるだけの課税所得が生じる可能性が高い範囲内においてのみ認識しております。

関連する当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ繰延税金資産及び繰延税金負債が同一の税務当局によって同一の納税主体に課せられたものである場合、当該繰延税金資産と繰延税金負債は相殺しております。

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

19) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して算定しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。

| IFRS | 新設・改訂の概要 |
|------------------------|-----------------|
| IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益 | 収益認識に関する会計処理の改訂 |

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月公表)及び「IFRS第15号の明確化」(2016年4月公表)(合わせて以下、「IFRS第15号」という。)を当連結会計年度から適用しております。

当社グループでは、経過措置に従ってIFRS第15号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識する方法を採用しておりますが、本基準の適用開始日における累積的影響額はありません。

IFRS第15号の適用に伴い、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等やIAS第17号「リース」に基づいて認識される収益を除き、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

機器販売については、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

有償メンテナンスについては、修理及び点検等が検収され、履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

有償保守契約については、当該契約期間にわたって均等に収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

IFRS第15号の適用に伴い、前連結会計年度まで「その他の流動負債」に含めて表示していた前受金を、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

なお、前連結会計年度の「前受金」は10,170百万円であります。

また、損益に与える影響は軽微であります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産から直接控除した貸倒引当金
- | | |
|--------------|-------|
| 営業債権及びその他の債権 | 60百万円 |
| その他の非流動資産 | 43百万円 |
- (2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額
- | | |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 19,740百万円 |
|--------|-----------|

4. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数
- 期末発行済株式数(自己株式を含む)：普通株式 125,291,112株
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2018年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,913 | 17.00 | 2018年3月31日 | 2018年6月29日 |
| 2018年11月5日 取締役会 | 普通株式 | 1,576 | 14.00 | 2018年9月30日 | 2018年11月22日 |

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月27日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

| 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 普通株式 | 利益剰余金 | 2,138 | 19.00 | 2019年3月31日 | 2019年6月28日 |

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 312,900株 |
|------|----------|

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に係るリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

(i) 信用リスク

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであります。

現金及び現金同等物については、その取引先が信用力の高い金融機関のみであることから、信用リスクは限定的であります。

営業債権及びその他の債権、その他の金融資産は取引先の信用リスクに晒されております。当社は、営業債権について各事業部門が主要な取引先の取引の状況をモニタリングし、与信限度額を設定して、常に債権残高の管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社においては、前受金の取得を出荷の前提条件にするなど、信用リスクの回避に努めております。

(ii) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に直面するリスクであります。

営業債務及びその他の債務、借入金及びその他の金融負債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時資金繰り計画を作成・更新するとともに、十分な手元流動性枠を維持することなどによりリスクを管理しております。

(iii) 為替リスク

当社グループは、海外で事業活動を展開していることから、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。

(iv) 金利リスク

当社グループは、市場金利の変動に対して、資金調達の変動金利・固定金利の適切な割合調整を行うことで、金利リスクを抑制しております。

(v) 市場価格の変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の価格変動リスクに晒されており、定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務内容を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2019年3月31日における金融商品の帳簿価額及び公正価値については、以下のとおりであります。

| | (百万円) | |
|---------------|--------|--------|
| | 帳簿価額 | 公正価値 |
| 金融資産 | | |
| 償却原価で測定する金融資産 | | |
| 現金及び現金同等物 | 34,258 | 34,258 |
| 営業債権及びその他の債権 | 41,474 | 41,543 |
| その他の金融資産 | 9,781 | 9,778 |
| 公正価値で測定する金融資産 | | |
| その他の金融資産 | 8,971 | 8,971 |
| 金融負債 | | |
| 償却原価で測定する金融負債 | | |
| 営業債務及びその他の債務 | 15,406 | 15,406 |
| その他の金融負債 | 3,816 | 3,816 |

① 償却原価で測定する金融資産及び金融負債

現金及び現金同等物は、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

営業債権及びその他の債権のうちリース債権の公正価値については、未経過リース料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、リース債権を除く営業債権及びその他の債権の公正価値については、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

その他の金融資産のうち、市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積りしております。市場価格が存在しない場合は、非流動のものの公正価値は、一定の期間ごとに区分し、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

営業債務及びその他の債務は、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

その他の金融負債のうち、短期借入金は、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。長期借入金は、変動金利であり、市場金利を反映しているため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。また、リース債務の公正価値は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 公正価値で測定する金融資産

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、主として純資産に基づく評価技法（株式発行会社の純資産に基づき、時価評価により修正すべき事項がある場合は修正した金額により、企業価値を算定する方法）により測定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,112円71銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 109円10銭 |
| (3) 希薄化後1株当たり当期利益 | 108円80銭 |

7. 企業結合に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------|-----------------|---------------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | 自 己 株 式 | 株 主 本 計 | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 本 資 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 | | | |
| | | | | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | | |
| 当期首残高 | 9,544 | 10,031 | 26 | 10,058 | 818 | 83,480 | 10,604 | 94,903 | △7,013 | 107,492 |
| 会計方針の変更 による累積的影響額 | | | | | | | △7 | △7 | | △7 |
| 遡及処理後 当期首残高 | 9,544 | 10,031 | 26 | 10,058 | 818 | 83,480 | 10,597 | 94,896 | △7,013 | 107,485 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 5,000 | △5,000 | - | | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △3,489 | △3,489 | | △3,489 |
| 当期純利益 | | | | | | | 9,265 | 9,265 | | 9,265 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △2 | △2 |
| 自己株式の処分 | | | 17 | 17 | | | | | 15 | 33 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 17 | 17 | - | 5,000 | 775 | 5,775 | 12 | 5,806 |
| 当期末残高 | 9,544 | 10,031 | 44 | 10,076 | 818 | 88,480 | 11,372 | 100,671 | △7,000 | 113,290 |

| | 評価・換算差額等 | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|-------------------------|-----------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | | |
| 当期首残高 | 2,932 | 346 | 110,771 |
| 会計方針の変更 による累積的影響額 | | | △7 |
| 遡及処理後 当期首残高 | 2,932 | 346 | 110,764 |
| 当期変動額 | | | |
| 別途積立金の積立 | | | - |
| 剰余金の配当 | | | △3,489 |
| 当期純利益 | | | 9,265 |
| 自己株式の取得 | | | △2 |
| 自己株式の処分 | | △33 | 0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | △1,522 | 81 | △1,440 |
| 当期変動額合計 | △1,522 | 48 | 4,332 |
| 当期末残高 | 1,410 | 395 | 115,096 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連

移動平均法による原価法

会社株式

その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品、半製品、仕掛品は個別法

商品のうち薬品及び軟水器は総平均法、その他の商品は個別法

原材料は総平均法

貯蔵品は最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～65年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品等の無償アフターサービスに係る製品保証費の支出に備えるため、保証期間中の製品保証費用見込額を過去の実績に基づいて計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、損失の可能性が高く、かつ、当該損失額を信頼性をもって見積可能なものについて、損失見積額を計上しております。

⑥ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、販売費及び一般管理費に計上していた代理店手数料及び営業外費用に計上していた歩引き金額を控除して収益を計上することといたしました。また、出荷基準で収益を計上していた一部商品について納品時に収益を計上することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84号ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。また、繰越利益剰余金の当期首残高は7百万円減少しております。

収益認識会計基準等の適用に伴い、前事業年度までの「前受金」を、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 22,552百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 1,201百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,385百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 4,111百万円 |
| 仕入高及び外注加工費 | 14,469百万円 |
| その他の営業取引 | 916百万円 |

営業取引以外の取引による取引高 1,514百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 12,717,425株 |
|------|-------------|

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 1,380百万円 |
| 長期未払金 | 42百万円 |
| 未払事業税 | 169百万円 |
| 製品保証引当金 | 239百万円 |
| 投資有価証券・関係会社株式 | 13百万円 |
| 減価償却費 | 4百万円 |
| 研究開発費 | 170百万円 |
| 減損損失 | 83百万円 |
| 株式報酬費用 | 120百万円 |
| その他 | 302百万円 |
| 繰延税金資産 計 | 2,526百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | △678百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △618百万円 |
| 繰延税金負債 計 | △1,297百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,229百万円 |

7. 関連当事者との取引に関する注記

(関連会社等)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|------------------|------------|-----------------------|-----------------------------------|---------------|------------------------------|---------------|----------------|----------------|
| 子会社 | アイナックス 稲本株式会社 | 東京都 品川区 | 300 | (所有) 直接 100.0 | 役員の兼任 | 資金の貸付 (注) 1 | 2,625 | 関係会社 短期貸付金 | 500 |
| | | | | | | | | 関係会社 長期貸付金 | 1,625 |
| 子会社 | M L E 株式会社 | 愛媛県 松山市 | 10 | (所有) 直接 100.0 | 役員の兼任 | 債務保証 (注)2 吸収合併 (注)2 | 5,650 — | 吸収資産計 吸収負債計 | 6,607 6,653 |

- (注) 1. 貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は、貸付金額の総額を記載しております。
2. 当社は、2018年7月1日付で、M L E 株式会社を吸収合併しました。そのため、取引金額は関連当事者であった2018年4月1日から2018年6月30日までの取引金額を記載しております。なお、吸収合併の詳細については、「個別注記表 9. 企業結合に関する注記」に記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,018円90銭
- (2) 1株当たり当期純利益 82円31銭

9. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

(1) 企業結合の概要

- ① 企業結合当事企業の名称
ML E株式会社
- ② 企業結合当事企業の事業の内容
グループ会社の運営及び管理
- ③ 企業結合日
2018年7月1日
- ④ 企業結合の法的形式
当社を存続会社とし、100%連結子会社であるML E株式会社を消滅会社とする吸収合併
- ⑤ 企業結合後企業の名称
三浦工業株式会社
- ⑥ 取引の目的を含む取引の概要
事業運営効率化のため、2018年7月1日を効力発生日として、当社の100%連結子会社であるML E株式会社を吸収合併いたしました。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

なお、当該合併に伴う抱合せ株式消滅差損46百万円を特別損失として計上しております。

10. 収益認識に関する注記

当社グループは、主にボイラ及び関連機器等の製造販売・メンテナンスを提供しております。

機器販売については、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

有償メンテナンスについては、修理及び点検等が検収され、履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

有償保守契約については、当該契約期間にわたって均等に収益を認識しております。

ロイヤリティは、関連する契約の実質に従って発生基準で認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。